

「知っておきたい こども園・幼稚園・保育所のあれこれ」

釜石市保健福祉部
こども家庭課

1 こども園・幼稚園・保育所の違い

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、年齢と保育の必要性に応じて、1～3号の「支給認定」を受けていただきます。

認定区分	1号	2号	3号
年齢（毎年4月2日時点）	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
保育の必要性	なし	あり	あり



保育の必要性とは？…保護者（原則父母）が次のいずれかに該当することが条件です。

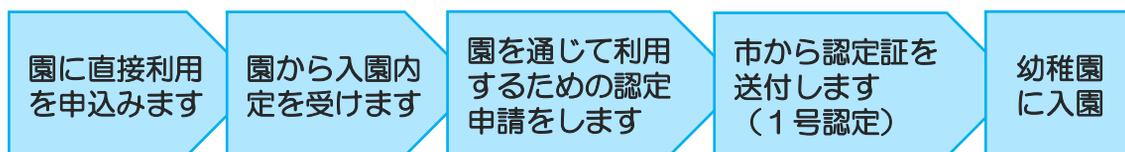
- 月48時間以上の就労（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
- 妊娠、出産（産前8週の月初日から産後8週の月末日）
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院中などの親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む。原則2か月以内）
- 月48時間以上の就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待や配偶者などからの暴力（DV）のおそれがある
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



	認定こども園	保育所	小規模保育事業所	幼稚園
年齢	0～5歳児	0～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
保育の必要性	幼稚園部分：不要 保育所部分：必要	必要		不要
利用時間	幼稚園部分：4時間 保育所部分：8～11時間	8～11時間		4時間
閉園日	日曜、祝日、年末年始、 幼稚園部分のみ春夏冬の長期休暇あり	日曜、祝日、年末年始		日曜、祝日、 年末年始、春夏冬の長期休暇
保育料	お子さんの年齢や保護者の課税状況によって異なります。 ※非課税世帯の0～2歳児は通常の保育料が無償 ※3歳以上児、世帯が監護する第2子以降の3歳未満児は、課税状況にかかわらず通常の保育料が無償			
給食	あり			なし (牛乳のみ)
特徴	保育所と幼稚園の両方の特徴があり、3歳以上児の場合、保護者の就労状況などが変わっても継続利用できます。	保護者の就労などで長時間の保育が必要な場合、生活に合った保育を受けることができます。	家庭環境に近い雰囲気施設の施設です。保育者の数が多く、きめ細やかな保育を行っています。	保護者の就労などの要件がなく、すべての3歳以上児が利用できます。

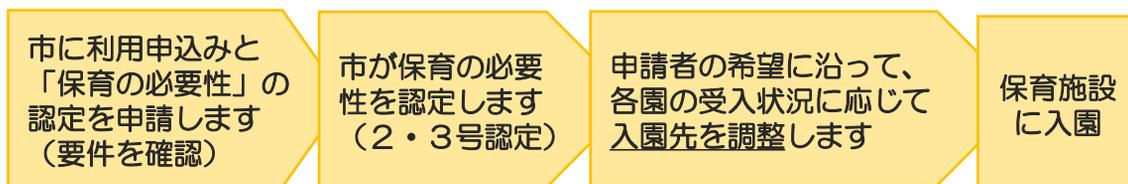
2 こども園・幼稚園・保育所の利用手続き

- ◆ 教育を希望する場合：1号認定（認定こども園幼稚園部分、幼稚園）



申込期限	
年度当初（翌年4月）の入園申込み	例年10月頃受付
年度途中（5月～翌年3月）の入園申込み	随時受け付けています。

- ◆ 保育を希望する場合：2・3号認定（認定こども園保育所部分、保育所、小規模保育事業所）



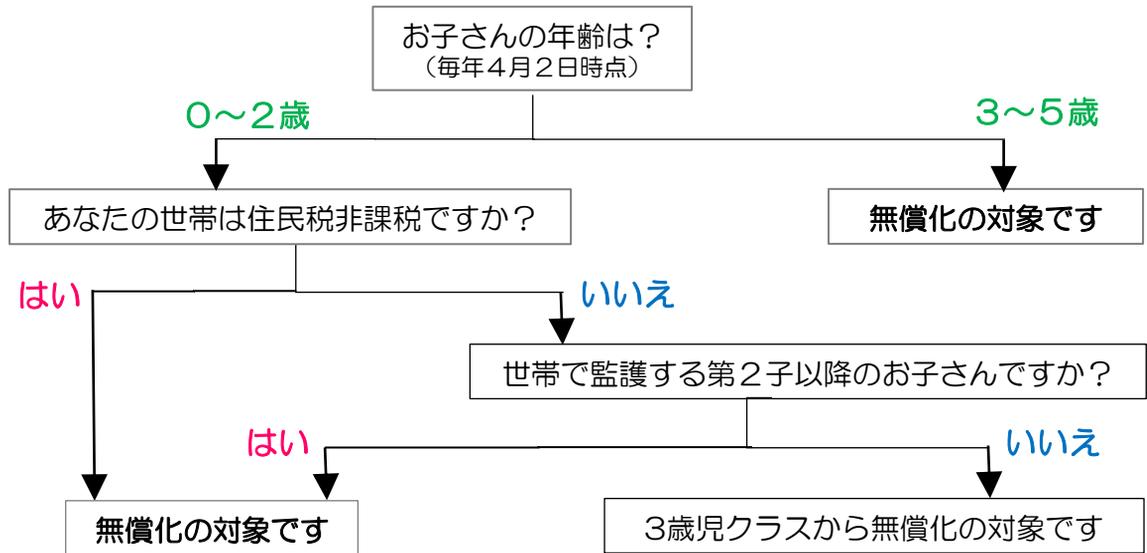
申込期限	
年度当初（翌年4月）の入園申込み	例年11月頃受付
年度途中（5月～1月）の入園申込み	入園希望月の前月15日（休日の場合は直前の平日） （例：10月1日入園希望の場合は9月15日まで）
年度途中（2～3月）の入園申込み	1月10日の一括締切

🌸 釜石市ホームページリンク集 🌸

釜石市内の教育・保育施設を紹介します https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2022042700067/		保育所等への入所申込みのご案内 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019092500112/	
幼稚園・認定こども園幼稚園部分への入園申込みのご案内 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2024100100017/		保育所等の空き状況 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2021072600019/	
かまいし教育・保育施設ガイドブック https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2022042700067/file_contents/R6sisetuguidebook.pdf		釜石市保育料表 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019092500129/file_content/s/R5hoikuryouhyou.pdf	

3 保育料

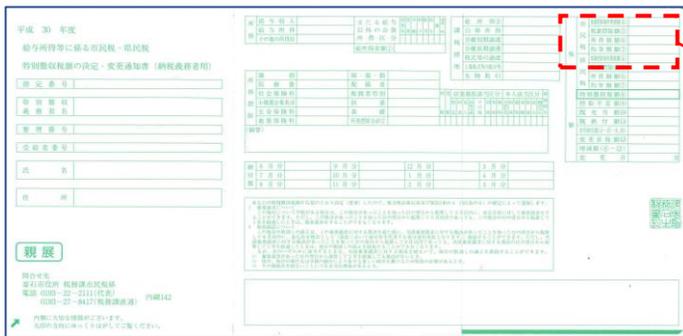
- 4～8月分は前年度の、9～3月分は今年度の市民税課税額により算定します。
- 原則、保護者（父母）の課税額を合算した額をもとに計算します。
- 市が定める保育料のほか、園独自で実費徴収（給食費、教材費など）が発生する場合があります。
- 保育料の無償化対象者フローチャート



釜石市独自の施策として、令和5年4月1日から、収入にかかわらず、世帯で監護する第2子以降のお子さんの保育料を無償化しています！

<勤務先の給与などから市・県民税が引かれている方>

勤務先から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。



市 民 税 県 税	税額控除額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	税額控除額④	

※ 住宅借入金等特別税額控除など、一部の税額控除を引く前の所得割額で保育料を計算します。

<自分で市・県民税を支払っている方>

市から郵送する「納税通知書」の4枚目をご覧ください。

平成30年度 市民税・県民税課税明細書

(単位:円)

課税額		控除額		課税標準額	
所得	均等割	所得	均等割	所得	均等割
給与所得		市 民 税		所得割	
...	...	県 民 税		均等割	
...	...	所得割		所得割	
...	...	均等割		均等割	

市 民 税	税額控除額	
	均等割額	
	所得割額	
	均等割額	

4 入園に向けて準備できること

- ① 0歳児からの入園は、ミルクや哺乳瓶に慣れておきましょう
- ② 持ち物に名前を書いておきましょう
- ③ 可能な範囲で予防接種を受けましょう
- ④ 様々な食材を食べてみましょう（アレルギーがないか確認しましょう）
- ⑤ 入園申込みの前に、園見学をするのがおすすめです
※ 園見学をする際は、園に前もってお電話いただき、日程調整のうえ見学をお願いします



5 こども園・幼稚園・保育所の1日（例）

時間	1号認定 (認定こども園 幼稚園部分、幼稚園)	2・3号認定 (認定こども園保育所部分、 保育所、小規模保育事業所)
7:30~9:00	早朝保育	登園
9:00~9:30	登園	好きな遊び、 クラスごとの活動
9:30~11:15	好きな遊び、 クラスごとの活動	
11:15~11:30	給食の準備	給食、歯みがきの指導
11:30~12:30	給食	
12:30~13:45	好きな遊び	お昼寝
13:45~14:00	降園準備	
14:00~	降園	
15:00~16:00	預かり保育、おやつ	おやつ
16:00~18:00	自由遊び	自由遊び、随時降園
18:00~19:00	延長保育	延長保育

※ 上記の1日の流れは一例です。園によって異なる場合がありますので、詳しくは各園にお問合せください。

◆ お問合せ ◆ 釜石市保健福祉部こども家庭課
〒026-0025 釜石市大渡町3-15-26 釜石市保健福祉センター2階
TEL : 0193-22-5121 FAX : 0193-22-6375